

## 第5期長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

平成21年3月に策定した「第4期長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（計画期間：平成21年度～平成23年度）を見直し、長岡市総合計画、長岡市障害者基本計画・障害福祉計画等との整合性を図りながら、平成23年度中に第5期計画（平成24年度～平成26年度）を策定する。

### 1 策定の方法

第4期計画と同様に

「老人福祉法」に規定する「市町村老人福祉計画」	} 一体的に策定
「介護保険法」に規定する「市町村介護保険事業計画」	
「社会福祉法」に規定する「市町村地域福祉計画」	

### 2 計画の性格等

種類	市町村老人福祉計画	市町村介護保険事業計画
名称	長岡市高齢者保健福祉計画長岡市介護保険事業計画	
根拠	老人福祉法第20条の8	介護保険法第117条
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉事業の供給体制の確保</li> <li>確保すべき事業の量の目標その他必要な事項</li> <li>介護保険事業計画と一体のものとして作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年を1期として計画を策定</li> <li>介護保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項（介護保険料の改定等）</li> <li>各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、見込量の確保のための方策等</li> <li>各年度における地域支援事業の量の見込み、見込量の確保のための方策等</li> <li>老人福祉計画と一体のものとして作成</li> </ul>

種類	市町村地域福祉計画
名称	長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
根拠	社会福祉法第107条
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</li> <li>地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</li> <li>地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</li> </ul>

### 3 第5期介護保険事業計画の基本的な考え方

別紙 「H23年2月22日（火）\_全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料から抜粋」参照

## 5. 第5期の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の基本的な考え方について

現段階における第5期の基本指針（案）については、以下のような基本的事項を予定している。

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の基本的な考え方(案)

### I. 介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(案)について

- 各自治体の「第5期介護保険事業計画」(平成24～26年度)作成のための基本的な指針を示すもの。
- ※ 今回の一部改正は、現行の「第4期介護保険事業計画」(平成21～23年度)作成のための基本指針の一部改正。

○基本的な考え方は以下のとおりである。

#### 【基本的事項】

##### ■ 基本的理念

- ・地域包括ケアの一層の推進

##### ■ 要介護者等の実態の把握

- ・日常生活圏域ニーズ調査の積極的な実施

■ 今後地域で必要と考えられる以下の4事項について、地方自治体が地域の実情に応じて優先すべき重点事項を選択して取り組むことができるように計画の記載事項に追加(任意)

- ① 認知症支援策の充実
- ② 在宅医療の推進
- ③ 高齢者に相応しい住まいの計画的な整備(住まいに関する計画との調和を確保等)
- ④ 生活支援サービス(介護保険外サービス)

(参考)

- ・37%参酌標準の撤廃 → 平成22年10月7日改正済

(H23年2月22日(火))\_全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料から抜粋)